



2023年9月20日

各 位

会 社 名 株式会社 高知 銀行
代 表 者 名 取締役 頭取 海 治 勝 彦
(コード番号 : 8416 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 上席執行役員 経営統括部長 寺川 智文
(電話番号 088-822-9311)

第1種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、公的資金に係る第1種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）に関して、下記のとおり、会社法（平成17年法律第86号）第157条及び同法第178条の規定に基づき、自己株式の取得及び消却を決議し、本日、関係当局の承認をいただきましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式（優先株式）取得の理由

当行は、2009年12月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）に基づき、株式会社整理回収機構に対して、本優先株式150億円を発行しております。本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）が付されており、2024年12月29日に一斉取得日が到来することとなります。そのため、当行は、本優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、本優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指してまいりました。

当行は、本優先株式の発行以降、地域の取引先への円滑な資金供給や地域に密着した金融サービスの提供等、地域経済の活性化のための金融仲介機能の一層の発揮、並びに、そうした取り組みを通じた収益力の強化と財務健全性の向上に努めてまいりました。

この結果、当行単体の利益剰余金は2023年3月末時点で270億円まで積み上がっており、本優先株式の償還に必要な額を確保できていることから、この度、会社法第157条及び同法第178条の規定に基づき、本優先株式の全部を自己株式として取得のうえ、消却することといたしました。

なお、本件は、2023年6月27日開催の第143期定時株主総会において決議された自己株式取得枠の範囲内で取得を実施するものです。

2. 自己株式（優先株式）取得の内容

(1) 取得する株式の種類	第1種優先株式
(2) 取得する株式の総数	7,500,000株 (発行済第1種優先株式総数に対する割合100%)
(3) 取得対価の内容	金銭
(4) 1株当たりの取得価額	2,305.04円
(5) 取得価額の総額	17,287,800,000円
(6) 取得先	株式会社整理回収機構
(7) 取得予定日	2023年9月29日

3. 自己株式（優先株式）消却の内容

(1) 消却する株式の種類	第1種優先株式
(2) 消却する株式の総数	7,500,000株 (発行済第1種優先株式総数に対する割合100%)
(3) 消却予定日	2023年9月29日

4. 自己資本比率への影響

本件は、当行単体自己資本比率（2023年3月末現在10.79%）に対し2.59%程度の低下要因となる見込みです。

（ご参考）

1. 本優先株式の概要

(1) 発行日	2009年12月28日
(2) 1株当たり払込金額	200円
(3) 発行株式数 (当初発行株式数)	7,500,000株（2023年9月20日現在） (75,000,000株)
(4) 取得価額	1,035円（2023年9月20日現在）
(5) 下限取得価額 (当初下限取得価額)	502円（2023年9月20日現在） (51円)
(6) 取得請求期間	2010年12月29日～2024年12月28日
(7) 一斉取得日	2024年12月29日

※ 当行は、普通株式及び本優先株式について、2017年10月1日を効力発生日として10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

2. 発行済株式総数（2023年9月29日消却実施後）

発行済普通株式総数（自己株式（※）を除く） 10,167,900株

発行済第2種優先株式総数（自己株式なし） 680,000株

※ 2023年6月30日時点の自己株式数に基づくものです。

以上